

2015 年度中国知的財産權保護狀況

中華人民共和國国家知識產權局

目 次

一、制度建設	2
二、審査登録	4
三、法執行	8
四、メカニズムと能力建設	17
五、宣伝	23
六、教育研修	27
七、国際提携	30

2015 年度中国知的財産権保護状況

2015 年は「第十二次五ヶ年計画」の計画内容を全部完成させる終盤の年となり、知的財産権分野の改革を全面的に深化させる肝心な年であり、新しい情勢の下で全面的に知財強国の建設を加速させる重要な一年でもあった。中国政府は全面的に中国共産党第十八次全国代表大会と第 18 期 3 中全会、4 中全会、5 中全会の精神を貫徹し、「四つの全面」との戦略手配と中国共産党中央政府、国務院の対策措置を実行し、「新しい情勢における知財強国の建設に関する若干の意見」と「国家知的財産戦略の深化に関する行動計画（2014～2020 年）」の要求に従い、知的財産権への保護を一層強化し、知的財産権制度の建設、審査登録、法執行、メカニズムと能力建設、宣伝、教育研修、国際提携などの各方面において、新たな進歩を遂げた。

一、制度建設

2015 年において、各知的財産権部門は「法に基づく治国」という戦略配置を全面的に推進し、「革新による発展」と改革の全面深化における実際の需要を踏まえ、知的財産権に関する法律法規及び政策体系を持続的に完備させ、制度建設において新たな進展を遂げた。

国務院法制弁公室は関連部門と共同して、関連する法律法規の改正を実施した。改正後の「科学技術成果の転換促進法律」は第 12 期全国人民代表大会常務委員会の第 16 回の会議にて可決され、2015 年 10 月 1 日より施行された。「専利法」、「著作権法」及び「専利代理条例」の改正について、年度立法計画に基づいて順次に推進される。

国家知識産権局は積極的に「専利法」に対する四回目の全面改正を推進し、国務

院に「専利法改正草案(審議案)」を提出した。それに合わせた「専利法の実施細則」に対する改正準備を全面的に開始した。積極的に国务院法制弁公室に協力し、「職務発明条例草案(審議案)」の立法審査を展開した。「専利行政法執行方法」、「専利代理管理方法」、「専利プロセスに用いられる生物材料の保蔵方法」などの部門規約を改正した。

国家工商行政管理総局は積極的に「不正競争防止法」の改正を推進した。

国家版權局は積極的に「著作権法」の三回目の改正と関連法規の改正を推進した。「インターネットによる転載に関わる版權秩序の規範化に関する通知」、「ディスクサービスに関わる版權秩序の規範化に関する通知」、「涉外著作権契約登録作業の性質明確化に関する通知」などの規範化書類を發表し、著作権秩序を一層規範化させた。

農業部と国家林業局は協力して「種子法」の改正を推進した。改正後の「種子法」は第 12 期全国人民代表大会常務委員会の第 17 回の会議にて可決され、2016 年 1 月 1 日施行された。改正後の「種子法」は、植物新品種への保護を個別に一章に纏め、植物新品種権侵害に関する法的責任を一層強化した。93 種の植物 DUS (特異性、一致性と安定性) の測定ガイドの開発案を募集し、18 種の標準ガイドの審査決定を展開し、18 項目の標準を發表した。「農産物地理的表示登録の出願者資格の確認評定規範」、「農産物地理的表示登録に関する審査準則」などの規範化書類の改正を実施した。

国家林業局は「林業植物新品種測定管理規定」を印刷配布し、「林業植物新品種への保護行政法執行方法」を改正し、「中国林業遺伝資源への保護と持続可能な利用行動計画」を發表し、積極的に林産物に関する地理的表示保護制度の設立を推進した。

最高人民法院は「『最高人民法院による専利紛争事件の審理に適用する法律問題

に関する若干規定』の改正に関する決定」を公表し、専利侵害損害賠償額の計算方法の選択などの重大な問題を明確にした。「最高人民法院による知的財産法院の技術調査官の訴訟活動の参与に関する若干問題の暫定執行規定」、「新規改正『中華人民共和国行政訴訟法』の実施後に専利代理人は引き続き専利行政訴訟の代理ができるかどうかに関する最高人民法院の返答」などの司法政策を公表した。

二、審査登録

2015 年において、中国の知的財産権に関する審査登録件数が着実に増加しつつ、審査品質と審査効率が著しく向上し、審査登録の能力が著しく高まり、審査登録に関し、新たな進展を遂げたと言える。

専利出願の受理件数が着実に増加しつつある。年間専利出願件数は 279.9 万件であり、同期比 18.5%増となった。そのうち、年間発明専利の出願受理件数は初めて 100 万件を上回り、110.2 万件に達し、同期比 18.7%増となった。実用新案専利は 112.8 万件に達し、同期比 29.8%増となった。意匠専利出願件数は 56.9 万件に達し、同期比 0.8%増となった。

専利審査能力がますます向上している。年間で結審された専利出願件数は 208.3 万件であり、同期比 10.3%増となった。そのうち、結審された発明専利は 55.8 万件であった。専利出願量が増加し続けている中、審査所要時間は引き続き安定しながら短縮され、発明専利の実質審査所要時間を 21.9 ヶ月に抑え、実用新案専利の審査所要時間を 2.9 ヶ月に短縮させ、意匠専利の審査所要時間を 3 ヶ月まで短縮させた。

一年間で登録された発明専利は 35.9 万件であり、同期比 54.1%増となった。登録された実用新案専利は 87.6 万件であり、23.8%増となった。登録された意匠専利は 48.3 万件であり、同期比 33.5%増となった。2015 年の年末までに、発明専利の保有

量は 147.2 万件に達し、同期比 23.1%増となった。一万人口当たりの発明専利の保有量（香港・マカオ・台湾を除く）は 6.3 件に達した。

「特許協力条約」に基づいた年間国際出願件数は 30,548 件であり、同期比 16.7%増となった。中国国家段階に入った国際出願件数は同期比 2.9 %増の 82,965 件であり、そのうち、発明専利出願は 81,867 件であり、実用新案専利出願は 1,098 件であった。

商標出願の受理件数は継続的に増加していた。年間商標登録の出願件数は 287.6 万件に達し、同期比 25.85%増となった。一営業日当りの商標登録出願の受理件数は 1.15 万件であった。商標登録の完成件数は同期比 61.91%増の 222.6 万件であり、年間登録件数は初めて 200 万件を突破した。2015 年の年末までに、商標出願件数は累計 1,840.27 万件であり、商標登録件数は累計 1,225.39 万件であり、有効商標登録件数は 1,034.39 万件であり、「三つの一千万超過」を実現した。

地理的表示と農産物の商標登録保護が継続的に強化されていた。2015 年の年末時点では、中国は既に 2,984 件の地理的表示団体商標、証明商標の登録を承認し、そのうち、中国で登録した海外の地理的表示商標件数は 83 件に達した。マドリッド商標の国際登録出願量は安定して成長していた。2015 年において、国内出願者から提出されたマドリッド商標国際登録出願件数は 2,321 件（1 出願多区分指定）であり、マドリッド連盟において 6 位にランキングし、有効登録件数は 20,179 件であり、初めて 2 万件を突破した。外国出願者による中国指定のマドリッド商標国際登録出願件数は同期比 22.4%増の 24,849 件であり、引き続きマドリッド連盟のトップとして、登録出願の累計件数が 22.4 万件であった。

著作権登録は安定した成長態勢が続いていた。年間著作権登録の総件数は 164.12 万件に達し、同期比 35.49%増となった。そのうち、作品登録は 134.82 万件であり、同期比 35.90%増となった。コンピュータソフトウェア著作権登録は 29.24 万件で、

同期比 33.63%増となった。著作権質権登録は同期比 22.18%増の 606 件であり、関わった主債務金額は 287,285 万元であった。

農業植物新品種権出願の受理件数は再び、新しい歴史記録を刷新した。農業部が受け付けた農業植物新品種権の年間出願件数は 2,063 件であり、同期比 16%増となった。登録した品種権は同期比 70.9%増の 1,413 件であり、史上最高値を 50%上回った。現在、受け付けた農業植物新品種権の累計出願件数は 15,546 件であり、登録した品種権は 6,258 件であった。受け付けた農産物地理的表示の年間出願件数は 224 件であり、公表した農産物は 238 品（年度を跨いだ公表農産物も含む）であり、公告承認農産物は 204 品であった。全国で累計公告承認農産物は 1,792 品であった。審査登録能力は継続的に強化され、平均登録所要時間は 3 年 8 ヶ月より 3 年 5 ヶ月まで短縮された。

林業植物新品種権の出願受理件数は急速に増加していた。林業植物新品種権出願の年間受理件数は 273 件であり、登録は過去最高記録となる 176 件であった。累計した出願受理件数は 1,788 件であり、登録は 1,003 件であった。海外出願の年間受付件数は 65 件であり、海外出願は累計 307 件であった。年間で 214 品の新品種権出願の初歩審査を完成し、158 品の出願品種への専門家による DUS（特異性、一致性、安定性）の現場審査を完成し、品種の圃場テストを 22 件完成した。

知的財産権に対する税関保護の届出出願件数は急速に増加していた。税関総署が受理した知的財産権への税関保護届出の年間出願件数は 7,459 件であり、同期比 13%増となった。そのうち、承認届出は同期比 15%増の 5,703 件であり、新規承認された国内企業の届出は 2,917 件であり、上位 5 省市として、浙江省 468 件、広東省 314 件、江蘇省 107 件、福建省 105 件、上海市が 56 件であった。2015 年において、税関総署が受理した当事者による出願の取り下げ届出は 123 件であり、職権による取り下げの届出は 8 件であった。

三、法執行

2015 年において、各知的財産権保護部門によって、法執行が一層強化された。国務院の統一手配に従い、全国権利侵害模倣品取締業務指導者グループの各メンバー部門は権利侵害模倣品取締の重点問題と分野に対し、農村、都市と農村の結合部市場、インターネット分野などにおいて、特別対策を一層深く推進し、メイドインチャイナ製品の海外イメージを維持するための「清風行動」を実行し、オンラインとオフラインの連動管理を実施し続け、生産、流通、消費のフルチェーンに対しての監督管理を強化し、知的財産権の侵害と偽物や粗悪品の製造と販売違法行為に対し、厳しく摘発した。全国行政法執行機関により摘発された権利侵害模倣品違法事件は合計 17.8 万件であり、公安機関により摘発された事件は約 2.1 万件であり、検察機関による逮捕事件は 8,555 件であり、起訴事件は 1.5 万件近くであり、裁判機関により結審された事件は 1.5 万件であった。

1. 司法保護

2015 年において、全国各級の司法機関は法に基づき、知的財産権への司法保護の職責を履行し、司法改革を推進し、司法公開を深化させ、司法宣伝を強化し、知的財産権の司法公信力と国際影響力を向上させつつ、「革新による発展」との戦略実施を保障するために、確実にサービスを提供していた。

人民法院は民事裁判機能を十分に発揮し、権利者の合法的權益をしっかりと守った。2015 年において、全国の地方人民法院が新規受理した知的財産権民事第一審事件は 109,386 件であり、結審された事件は 101,324 件であり、それぞれ同期比 14.49%増と 7.22%増であり、第一審結審率は 82.66%であった。そのうち、専利事件の新規受

理件数は 11,607 件であり、同期比 20.3%増となった。商標事件は 24,168 件であり、同期比 13.14%増となった。著作権事件は 66,690 件であり、同期比 12.1%増となった。技術契約事件は 1,480 件であり、同期比 38.19%増となった。不正競争事件は 2,181 件（そのうち独占民事事件は 156 件である）であり、同期比 53.38%増となった。その他の知的財産権紛争事件は 3,093 件であり、同期比 22.45%増となった。涉外知的財産権民事第一審の結審事件は 1,327 件であり、同期比 24.67%減となった。香港、マカオ、台湾に係る知的財産権民事第一審結審事件は 387 件であり、同期比 9.15%減となった。全国の地方人民法院により新規受理された知的財産権民事第二審事件は 15,114 件であり、15,025 件が結審され、それぞれ同期比 9.84%増と 9.61%増となった。全国の地方人民法院により新規受理された知的財産権民事再審事件は 115 件であり、114 件が結審され、それぞれ、同期比 43.75%増と 21.28%増となった。最高人民法院により新規受理された知的財産権民事事件は 381 件であり、377 件（既存も含む）が結審され、同期比それぞれ、13.39%増と 11.2%増となった。そのうち、新規再審事件の受理件数は 329 件であり、結審事件は 321 件であった。

人民法院は行政審判機能を十分に発揮し、行政機関の法に基づいた行政執行を積極的に促進した。2015 年において、全国の地方人民法院により新規受理され知的財産権行政第一審事件は 9,839 件であり、同期と比べ、ほぼ横ばいとなった。結審件数は 10,926 件（既存を含む）であり、同期比 123.57%増となり、第一審結審率は 70.5%であった。そのうち、新規受理専利事件は 1,721 件であり、同期比 219.29%増となった。商標事件は 7,477 件であり、同期比 19.65%減となった。著作権事件は 10 件で、同期比 16.67%減となった。その他の行政事件は 631 件であり、同期比 917.74%増となった。第一審結審の行政事件のうち、当該具体的な行政行為を維持すると判決されたのは 3,541 件であり、取消し判決は 1,664 件であった。全国の地方人民法院により新規受理された知的財産権行政第二審事件は 2,245 件であり、同期比 7.8%減と

なった。結審件数は2,329件であり、同期比9.96%増となった。最高人民法院の知的財産権行政事件の新規受理件数は378件であり、結審件数は377件であり、同期比それぞれ161%増と150%増となった。そのうち、再審事件の新規受理件数は367件であり、結審件数は361件であった。

人民法院は刑事裁判機能を十分に発揮し、確実に知的財産権の犯罪行為に対する制裁を強化した。2015年において、全国の地方人民法院による知的財産権に関わる刑事第一審の結審件数は合計10,809件であり、同期と比べ、ほぼ横ばいであった。知的財産権に関わる刑事第二審の結審件数は782件であった。法律効力の発効判決は12,741人、そのうち、有罪判決は12,732人であった。結審事件のうち、知的財産権侵害罪で判決されたのは3,542件であり、発効判決は6,402人であった。粗悪品や模倣品の製造、販売罪（知的財産権侵害に関わる）で判決されたのは3,042件であり、発効判決は4,127人であった。不法経営罪（知的財産権侵害に関わる）で判決されたのは1,250件であり、発効判決は2,095人であった。その他の罪で判決された知的財産権侵害に関わる事件は85件であり、発効判決は117人であった。知的財産権侵害罪で判決された事件のうち、商標登録の偽り罪で判決されたのは1,497件であり、発効判決は3,089人であった。偽り商標登録の販売罪で判決されたのは1,352件であり、発効判決は2,222人であった。違法登録商標の標識を違法製造、販売罪で判決されたのは256件であり、発効判決は500人であった。著作権侵害罪で判決されたのは414件であり、発効判決は547人であった。権利侵害複製品の販売罪で判決されたのは3件であり、発効判決は9人であった。営業秘密の侵害罪で判決されたのは20件であり、発効判決は35人であった。

全国の検察機関は法律に基づいて各検察職能を履行し、法律に基づいて、知的財産権の侵害犯罪を厳しく摘発した。逮捕と起訴の職能を履行するに当たり、全国の検察機関による年間の知的財産権侵害犯罪者の逮捕事件は2,761件、4,772人であり、

訴訟事件は4,734件、8,664人であり、有力に権利侵害模倣品犯罪を摘発した。そのうち、登録商標詐称犯罪事件は1,213件、2,306人であり、訴訟は2,007件、3,939人であった。偽りの登録商標の商品販売事件の逮捕件数は1,046件、1,597人であり、訴訟は1,695件、2,819人であった。違法の登録商標標識の違法製造、販売で逮捕されたのは222件、358人であり、訴訟は315件、635人であった。専利詐称事件で逮捕されたのは1件、1人であり、訴訟は1件、2人であった。著作権侵害で逮捕されたのは106件、148人であり、訴訟は425件、565人であった。権利侵害複製品の販売で起訴されたのは7件、7人であった。営業秘密侵害で逮捕されたのは27件、35人であり、訴訟は34件、58人であった。また、複数の罪のうち、知的財産権侵害罪が含まれ、逮捕されたのは18件、30人であり、訴訟は34件、58人であった。ほかの罪のうち、知的財産権侵害行為罪が含まれ、逮捕されたのは128件、297人であり、訴訟は218件、581人であった。

知的財産権侵害の職務犯罪に対する対応措置において、全国の検察機関による粗悪品模倣品の製造販売の放任容疑で逮捕されたのは年間で3件、3人であり、訴訟は3件、3人であった。刑事移送せずに汚職罪容疑で逮捕されたのは13件、15人であり、訴訟は64件、118人であった。刑事訴訟の監督において、全国の検察機関は公安機関が立件すべきなのに立件しなかった権利侵害詐称事件に対し、立法監督プログラムを起動して以来、公安機関によって立件された粗悪品模倣品の製造、販売容疑事件は717件、859人であり、知的財産権侵害容疑事件は49件、61人であった。

全国の公安機関は知的財産権の犯罪に対し、ずっと、高圧撲滅態勢を保っていた。2015年において、公安部は全国公安機関を召集し、しっかりと職能履行し、本業を重点打撃し、事件の取締に、強い勢いを見せていた。統計によると、全国の公安機関により摘発された知的財産権の侵害事件と粗悪品模倣品の製造、販売犯罪事件は合計2.1万件であり、逮捕された容疑者は2.6万名であり、案件に関わった総価値

は 263.9 億元であった。そのうち、天津公安機関は「3・30」という特大なブランドベアリングの偽り事件を取り締まり、300 種余りの型番の偽りベアリング 1 万セット余りを取り締り、関わった金額は 1,800 万元余りであった。福建省、山東省の公安機関は専利部門と共同して、「6・11」という特大なインターネット専利詐称事件を取り締まり、違法者がインターネットによる専利詐称ブルーレイ防止メガネ 30 種余りを販売し、2.3 万件余りのオーダーで、合計 5.28 万超セットであり、関わった金額は 400 万元を上回った。

公安部は知的財産権侵害犯罪の隠蔽性、地域を跨ぐなどの特徴に対し、コロニー戦モードを完備させ、法執行の質向上と効率向上に注力し、徹底的に 258 ヶ所の模倣品製造、模倣品販売の犯罪ネットワークを壊した。そのうち、浙江省、安徽省、福建省、広東省、雲南省の公安機関により、「5・12」特大換気扇違法製造、販売のコロニー戦を成功させ、五つの省に渡るタバコ製造機械の違法製造、販売の犯罪ネットワークを壊し、29 名の容疑者を逮捕し、タバコ製造機械製品、半製品 19 台、模倣品の雲煙、玉溪などのタバコ、タバコロッド 1,046.2 万件（本）、偽造原料 19 トンを押収した。安徽省、浙江省、江蘇省、山東省、広東省、広西省、遼寧省、内モンゴルなど八つの省、区の公安機関は「4・27」自動車部品の模倣品製造、販売事件のコロニー戦を実施し、容疑者 44 人を逮捕し、現場で、「海沃」ブランドの大型自動車シリンダ、ギアポンプなどのアクセサリ模倣品を 1.69 万件発見し、ボール盤、旋盤、クレーンなどの模倣品製造設備 100 台余りを押収し、案件に関わった金額は 8,000 万元であった。

2. 行政法執行

2015 年において、全国各級の行政法執行機関は一層行政法執行の効力を向上させ、行政法執行の監督管理を強化し、知的財産権の法治環境を継続的に最適化させていた。

国家知識産権局は専利行政法執行力を継続的に強化していた。全国の知的財産権システムが電子商取引分野における専利法執行と権利保護のための「稲妻」特別行動により、各地で知的財産権法執行と権利保護のための「護衛」特別行動の展開を推進し、展示会専利法執行と権利保護力を継続的に強化していた。年間専利行政法執行事件は合計 3 万件を突破し、同期比 46.4%増の 35,844 件に達した。そのうち、専利紛争事件は初めて 1 万件を突破し、同期比 77.7%増の 14,607 件に達した。専利詐称事件は 21,237 件であり、同期比 30.6%増となった。電子商取引分野における専利法執行事件は 7,644 件であり、同期比 155.2%増となった。展示会専利法執行事件は 2,743 件であり、同期比 54.1%増となった。

国家工商行政管理総局は継続的に権利侵害、詐称違法行為に取締を行う高圧態勢を保っていた。2015 年において、工商、市場監督管理部門が立法、取り締まった権利侵害、詐称事件は 50,834 件であり、結審件数は 47,349 件であり、関わった金額は 7.4 億元であった。そのうち、商標専用権侵害事件は 27,379 件であり、関わった金額は 3.7 億元であり、結審件数は 19,802 件であった。司法機関移送の犯罪容疑事件は 238 件であり、関わった金額は 1.2 億元であった。そのうち、商標権侵害犯罪容疑事件は 164 件であった。国家工商行政管理総局は長期に渡って「紅盾網劍」特別行動を展開し、地理的表示商標専用権を保護するための特別行動などの一連の特別法執行行動を実施し、重点分野、重要業界の商標権侵害、詐称行為と商標違法行為に対し、断固として取締を行い、公平な競争市場環境を効果的に守った。地理的表示商標専用権を保護するための特別行動を積極的に展開し、各地の工商、市場監督部門により指導され、規範化された地理的表示商標の使用管理は合計 13,303 回であり、指導され、規範化された地理的表示専用マークの使用管理は 9,933 回であり、立件、取り締まった地理的表示製品専用マーク事件は 15 件であった。立件、取り締まった地理的表示商標専用権侵害事件は 117 件であり、結審件数は 72 件であり、関

わった金額は 111.4 万元であり、罰金、没収金額は合計で 45.1 万元であった。

国家版權局は継続的に著作権侵害違法行為に対する取締を強化していた。インターネット上の海賊版による著作権侵害特別取締行動を継続的に展開し、国家インターネット情報事務室、工業・情報化部、公安部と連携し、11 回目のインターネット上の海賊版による著作権侵害に対しての「劍網 2015」特別取締行動を展開し、ネット音楽、ネットクラウドストレージスペース、インテリジェントモバイル端末の第三者アプリケーション（APP）、ネット広告連盟などに対しての特別整頓を行った。特別行動において、全国各地で取り締まったインターネット上の海賊版による著作権侵害事件は合計 383 件であり、行政罰金は 450 万元であり、司法機関への移送刑事処理は 59 件であり、関わった金額は 3,845 万元であり、閉鎖された海賊版による著作権侵害サイトは 113 社であり、オフラインされた海賊版による著作権侵害音楽作品は 220 万曲余りであった。2015 年において、各級の版權法執行監督管理部門により立件、取り締まった事件は 1,177 件であり、司法機関移送の刑事事件は 92 件であり、取り締まった海賊版の貯蔵場所は 380 ヶ所であった。単独監督、取り締まった事件は 36 件であり、連携監督、取り締まった著作権侵害事件は 4 件であった。

国家版權局は、政府機関と 3 級以上の中央企業、大中型金融機関でのソフト正規版化の活動成果を一層固め、関連部門と共同して、常態化した検査督促機構を設立した。各級政府機関はソフトウェアの使用管理を強化し、正規版のソフトをタイムリーに購入し更新していた。中央部門所属の事業機関の 92.63%はソフトウェア正規版化を実現した。2015 年において、各省（区、市）で 3.35 万社（回）の政府機関のソフト正規版化実行を監督、検査し、各級の政府機関により調達されたオペレーションシステム、オフィスとウイルス予防ソフトは合計 95.19 万セットであり、調達金額は 4.92 億元であった。企業のソフトウェア正規版化活動も重要な進展を遂げ、中央企業と大中型金融機関は基本的にソフトの正規版化を実現し、全国で累計

27,001社の企業は検査、検収によってソフトウェアの正規版化を実現した。2015年において、中央企業と金融機関がオペレーションシステム、オフィスとウイルス予防ソフトの購入、アップグレード、メンテナンスにかかった金額は合計18.14億元であった。

文化部は引き続きインターネット文化市場を重点に、秘密訪問や事件の調査監督を強化し、文化市場に対しての市場監督力を強化した。19の調査グループを相次いで築き上げ、25の省（市）、76の地級市、140の県（市）区の文化市場に対し、秘密訪問とクロスチェックを実施し、インターネットサービスを提供する営業場所や遊芸娯楽、出版物などに対しての市場監督管理を重点的に強化した。違法、ルール違反のブラックリストを発表し、インターネットアニメ、インターネット音楽市場を整頓整理した。第22回、第23回、第24回の違法ネット文化活動の取締活動を手配し、一年を通して監督、取り締まったネット文化市場事件は217件であり、全国に渡って、法律に基づいて取り締まったネット文化市場事件は882件であった。

農業部は品種権侵害に対する取締を強化し、春季において偽物の取り締り、権利保護活動など一連の特別対策、監督管理行動を通じ、市場秩序を有効に保ち、品種権者の合法的権益を保護した。全国範囲において、農産物地理的表示使用の特別検査を展開し、農産物地理的表示証明後の監督管理を強化した。農産物地理的表示のモニタリングを継続的に行い、製品の安全性と品質維持状況を総合的に検証し、大連、福建、貴州などの6つの省、市にある30品目の証明既得製品、合計120個のサンプルに対し、抜き取り検査を行った。

国家林業局は全国において林業植物新品種権侵害に対し、取締を行う特別行動を展開した。また、河北、山東、陝西省などの省において、植物新品種行政法執行の試行作業を推進した。

税関総署は「清風行動」を展開し、輸出段階における知的財産権侵害、詐称行為

を重点的に取り締まった。2015 年の年末時点で、全国の税関により取り締まった知的財産権侵害商品は年間で合計 23,227 ロットであり、関わった貨物数量は 6,977 万件であった。取り締まったアフリカ、ラテンアメリカ、アラブ諸国へ輸出する権利侵害商品は年間で合計 6,182 ロットであり、関わった貨物数量は 3,881 万件であった。郵便、速達のルートによって取り締まった権利侵害商品は合計 20,339 ロットであり、関わった貨物数量は 42.6 万件であった。

四、メカニズムと能力建設

2015 年において、国務院の統一手配に従い、知的財産権保護の諸部門は業務モードの改革革新を積極的に推進し、保護制度と評価メカニズムを完備させ、司法体制と業務のメカニズムを改革し、業務能力をより一層に向上させた。

国務院は「新しい情勢における知財強国の建設に関する若干の意見」を印刷配布し、より厳格な知的財産権保護の執行を明確に要求し、行政法執法と司法保護の 2 つのルートのメリットを相互補完し、有機的に繋がる知的財産権保護モードを完備させ、知的財産権侵害行為の処罰強化と知的財産権犯罪の撲滅力を一層強化し、健全な知的財産権保護に関する予防警戒メカニズムを構築し、知的財産権の濫用行為を規制し、知的財産権保護効果の向上に力を入れていた。

国務院弁公庁は「2015 年全国における権利侵害、模倣品取締業務のポイント」と「インターネット領域における権利侵害、詐称行為の整備意見」を印刷配布した。全国権利侵害模倣品取締業務指導者グループの事務室は最高人民検察院と共同して、権利侵害模倣品取締分野における行政法執法と刑事司法の繋がりを積極的に推進し、業務のメカニズムを完備させ、全国 27 の省（自治区、市）を指導して法執行と司法

情報の共有プラットフォームを構築し、23 の省級プラットフォームは中央プラットフォームとのインターフェースを実現し、14 万件余りの事件情報を入力した。権利侵害詐称行政処罰情報の公開を推進し、情報公開統計月報と抜き取り制度を設立した。2015 年において、全国で公開された行政処罰事件情報は 4.4 万件であり、公開率は 2014 年と比べて 8 ポイント増え、社会監督作用を一層発揮し、違法者を懲戒し、消費者を保護し、執行者を規範化した。

国家知識産権局は知的財産権保護に関する社会評価メカニズムを継続的に完備させ、2015 年度知的財産権保護に関する社会満足度調査を完成した。「専利行政法執行操作ガイド（試行）」を改正し、引き続き専利行政執行能力の向上工程を推進し、地域を跨いだ連合法執行と協力法執行のメカニズムを深化させ、専利侵害判定コンサルティングメカニズム、専利紛争調停メカニズムを構築し完備させ、法執行の操作プロセスを継続的に完備させ、法執行の品質と効率を向上させた。法執行目標責任制と成績考課指標システム、専利行政法執行事件の取調システムを更に完備させ、専利紛争のオンライン処理システム、権利保護・支援・通報・苦情システムを試行させた。知的財産権の権利保護支援と通報の業務を一層深化させ、権利保護支援センターによって法執行、取締力が継続的に強化され、「12330」公益ホットラインの知名度が継続的に高められた。知的財産権権利の迅速保護の業務を積極的に推進し、既に、イルミネーション、繊維、設計サービス業、ペーン、家具、家電、革、陶磁器との八つの産業集中エリアにおいて、知的財産権権利の迅速保護センターを設立し、現地経済の品質アップ、効率向上のために有力な支えを提供した。全国知的財産権システムの信用体系の構築を継続的に推進していた。引き続き規範化市場の育成作業を展開し、実体市場とオンライン市場を含めた 38 軒の機構を第 2 回の知的財産権保護規範化市場の育成対象とし、市場に育成計画の作成を指導し、着実に各種の規定制度の設立作業を展開した。規範化知的財産権保護市場の育成に関する満足

度調査を実施し、消費者と業者による市場に対する知的財産権保護の育成作業への感知と認可度を調査した。北京、山東、広東、新疆の4地域において、第2回の知的財産権紛争調停試行作業をスタートし、関連試行地域を指導し、健全な「知的財産権紛争調停試行管理方法」などの種々の規定制度を設立した。2015年の年末までに、2回に渡った7ヶ所の試行地域において、21組の知的財産権紛争人民調停組織を設立し、約350名の専任と兼任の調停員を有する人材チームを築き上げた。

国家工商行政管理総局は「中関村国家自主的革新モデルエリアの革新発展を促進するための若干意見」を印刷配布し、市場参入の要求を更に緩め、市場環境を最適化させ、企業の活力を激発し、経済発展の内部動力の強化に関する措置と要求を落とし込み、中関村国家自主的革新モデルエリアを世界的競争力のある科学技術革新センターへの発展させることを促進した。「知的財産権の排除濫用、競争行為の制限禁止に関する規定」を公表し、知的財産権の排除濫用、競争行為の制限行為を規制した。農業部と共同して、国家知識産権局は「商標による農民裕福化プロジェクトの深化実施と農産物地理的表示・商標保護の強化に関するプラン」を公表し、地理的表示登録出願における「グリーンチャンネル制度」を継続し、地理的表示の審査プロセスを最適化させた。

国家版權局は国家著作権監督管理プラットフォームの構築を引き続き推進し、インターネット及びスマートモバイル端末の第三者アプリケーションなどのルートを利用した権利侵害作品の伝播行為を監督管理の範囲に入れ、著作権法執行の監督管理技術への支援力を一層向上させた。「インターネット転載の版權秩序規範化に関する通知」、「インターネット音楽サービス業者に対する許諾無しの音楽作品の伝播停止要請に関する通知」、「インターネットディスクサービス版權秩序の規範化に関する通知」を印刷配布し、インターネット転載の版權秩序を規範化し、インターネット音楽サービス業者、インターネットディスクサービス業者とインターネッ

ト映像著作権に対する重点監督管理メカニズムを構築した。ソフトウェア正規版化の長期有効なメカニズムの構築を継続的に推進し、中央政府と省級機関のソフトウェア正規版化責任者データベースとソフトウェアの使用管理制度を完備させ、個人までの責任の落とし込みを推進した。

文化部は「文化市場におけるランダムな抜き取り検査による文化市場規範化の事件事中と事件後の監督管理を広げるための実施プラン」を制定し、文化市場の特徴に合う日常巡察とランダムな抜き取り検査を有機的に結合した業務のメカニズムを構築した。農業部は「農産物地理的表示登録出願書」、「農産物地理的表示製品品質検査報告」、「農産物地理的表示登録審査報告」との三つのフォーマットサンプルを改正し、業務の計画性、科学性と操作性を向上させた。農産物地理的表示国家級デモンストレーションを通じて業務のメカニズムを作成し、農産物地理的表示ブランドの建設と産業発展を示範し、リードし、促進した。

国家林業局は林業知的財産権情報のサービス能力を引き続き強化し、中国林業知的財産権網を完備させ、15 の林業知的財産権基礎データベースを更新した。世界における主な林業科学研究機構専利の比較分析などに関する業界専門研究を完成した。

税関総署は知的財産権税関保護システムをアップグレードし、完備させ、知的財産権税関保護届出移動検索システムを開発し、第一線の税関法執行者による届出情報の照会に便利を提供し、当システムは既に、全国 9 ヶ所の直属税関において試行された。知的財産権に関する法執行部門間との連絡と協力を深化させ、全国の税関を対象に「二法の繋がり」プラットフォームのインターフェースを重点的に推進し、公安、検察機関との事件情報共有メカニズムを完備させた。国家知識産権局との提携を強化し、新しい情勢の下で、双方の法執行におけるメリットを利用し合い、輸出入段階において、法執行の合力を形成する専利権保護の提携メカニズムを築きあげた。

公安部は取締と建設の結合によって基礎作業を強化し、「二法」の繋がりと協力を継続的に推進し、部門間での情報共有、情報交換及び共同行動を強化し、協力機能と取締精度の向上に力を入れた。アリババなどのオンライン取引企業とともに、オンライン取引データの迅速検索協カルート、インターネット権利侵害手がかりの検索、判定などの業務メカニズムを深化させ、警察と企業の新規提携モードを模索した。

最高人民法院は知的財産権の裁判体制と業務のメカニズム改革を全面的に実行し、知的財産権裁判所の実行に当たり、司法改革を積極的に推進した。「知的財産法院建設の更なる推進に関する任務分担プラン」を制定した。北京、上海、広州の知的財産法院が設立された後、率先して主審裁判官、合議法廷責任制などの改革措置を実施し、司法権配置を改革、最適化し、司法鑑定、専門家補助、専門家諮問、技術調査官などの技術事実究明制度を創立、改善し、知的財産権裁判専門技術による事実究明の有効方法を積極的に模索した。

最高人民法院は最高人民法院知的財産権判例指導研究（北京）基地など三つの司法保護研究基地を設立し、研究の力を凝集し、審判指導と調査・研究を強化した。裁判の公開を更に推進し、裁判書類の公開を継続的に推進し、裁判文書の公表範囲と効率を向上させた。裁判プロセスの公開を推進し、中国の裁判プロセスに関する情報公開サイトを利用し、知的財産権事件の流れ情報を広げた。インターネットでの事件処理を通し、裁判プロセスの管理を強化し、当事者の知る権利、監督権を保障し、裁判の質と効率を向上させた。

最高人民検察院は権利侵害詐称事件の処理に関する専門化建設を強化し、「刑事事件の審査逮捕ガイド」、「刑事訴訟事件の証拠審査ガイド」などの参考書を編集、出版し、知的財産権侵害犯罪事件の基本的な審査方法、証拠審査判定、社会的危険性条件の把握などの方面において、誘導し、規範化した。

五、宣伝

2015 年において、各知的財産権部門は重点的業務をめぐり、宣伝方法と手段を一層革新し、宣伝ルートを拡張し、宣伝能力を向上させ、常態化、多様化した宣伝交流を展開し、知的財産権保護に有利な社会雰囲気を作り上げた。

全国権利侵害詐称取締業務指導者グループ弁公室は引き続き、各地において権利侵害詐称取締に関する宣伝の強化を指導した。中国権利侵害詐称取締サイトの英語版と 37 ヶ所の地方サイトを開通し、中国語サイトで 4 万件の情報を公表した。初めて編集出版した「2015 中国権利侵害詐称取締年度報告」は、全面的に中国の権利侵害詐称取締状況を提供した。

国家知識産権局は多種の宣伝ルートを通し、中国知的財産権事業の発展成果を全面的に見せた。定例政策ブリーフィングの開催に協力し、中央メディアと連携しインタビューと報道などの様々の方式を通じ、「新しい情勢における知財強国の建設に関する若干の意見」などの年度知的財産権重大政策の宣伝を重点的に強化した。世界知的所有権機関と共同で、第十七回の中国専利賞の選考を完成した。中央宣伝部など 22 部門と連携し、全国範囲において「4・26」全国知的財産権宣伝週間活動を展開し、組織委員会は各種の宣伝活動を 70 回余りも展開し、報道ラジオ、テレビ、新聞社、ネットサイトなどのメディアは 500 社であり、オリジナリティー報道は 4,000 篇以上であった。定例ニュース発表制度を徐々に健全化させ、政務 Wechat のパブリックアカウントを開通した。

国家工商行政管理総局は「4・26」全国知的財産権宣伝週間をめぐり、「社会へ 12 件の商標法執行典型的事例を公表」などの商標保護特別宣伝を展開した。中国商標ブランド研究院を設立し、定期的に中国商標ブランドランキングと中国商標ブラン

ド発展報告書を公表した。世界知的所有権機関と共同で「中国商標金賞」の評価選出活動を展開した。引き続き中国商標網に頼って宣伝を強化し、「商標による農民裕福化」という特別テーマを開発し、2015年において、中国商標網は合計で広報情報527件を更新、発表した。「两会（人民代表大会・政治協商会議）」の開催中に、「中国人民政治協商会議」雑誌社と共同で「中国人民政治協商会議・地理的表示特集」を編集出版し、中国個人労働者協会と共同で第4回全国地理的表示商標の撮影コンテストなどを主催した。

国家版權局は「4・26」全国知的財産権宣伝週間を重要なプラットフォームとし、国家版權局公式サイト、公式Weibo、公式Wechatなどの重点的な宣伝ルートを利用し、「劍網行動」などの版權に関する重点業務に合わせ、常態化した宣伝を展開した。2015年国家版權局公式Weiboにて、累計260件を上回った情報を発信し、政務Weiboのトップ10新人と評定された。「国家版權」は今日のトップトピックに登録し、累計で85篇の文章を発表し、閲覧人数は延べ56.5万人に達し、推薦人数は延べ220万人を超えた。世界知的所有権機関と「第4回世界知的所有権機関版權金賞（中国）」の表彰イベントを共同実行した。

農業部は全国（西北）トウモロコシ新品種の宣伝・展示・見学会と植物新品種情報の公表活動を開催し、中国農業植物新品種保護発展報告を発表した。「農民日報」などのメディアを通じ、数回にわたって、特集報道を展開し、社会の新品種保護に対する認知度を高めた。全国農産物地理的表示特別展示会を初開催した。各省による農産物地理的表示大型ドキュメンタリー「源味中国」の撮影を展開した。

国家林業局は全国林業知的財産権の宣伝週間活動を開催し、専門サイトの製作、「2014 中国林業知的財産権年度報告書」と「中国林業植物ライセンスの新品種（2014）」の出版などを通じ、公衆に林業知的財産権知識を宣伝と普及し、林業における知的財産戦略の実施により取得した新たな進展と成果を見せた。新聞・雑誌、

テレビやインターネットなどのメディア及び科学知識普及プラットフォームを利用し、複数のルートと諸方面に渡って、林業知的財産権の宣伝範囲を拡大し、中国政府サイトなどの主要サイトにて、林業知的財産権関連の報道を年間で 450 篇以上掲載または転載した。

税関総署は「4・26」全国知的財産権宣伝週間と「8・8」法律制度宣伝日などの重要な時点において、2014 年度「中国税関知的財産権保護状況」と「中国税関知的財産権保護の典型的事例」を公表し、オンラインインタビュー、事件解説、事件公開、ミニ映画などの方式を用い、集中宣伝を実施した。2015 年において、税関総署の公式ウェブサイトにて、関連記事を 100 件余り発表し、国家級新聞メディアにより、関連記事を 100 篇余り発表した。

公安部は各地の公安機関を召集し、「3・15」消費者権益保護日、「4・26」全国林業知的財産権宣伝週間、「5・15」経済犯罪の予防と取締宣伝日などの重要なタイミングにて、典型的事件を分析のうえ、法律常識を解説し、事件の手がかりを募集し、社会各界による広い範囲での参加を求めた。国際提携を利用した対外宣伝の促進を堅持し、米国と連携して「7・29」をめぐる、国を跨いだ自動車エアバッグ偽造と販売事件などのような重点的な国際事件の同時宣伝を展開した。

最高人民法院は「4・26」全国知的財産権宣伝週間活動を展開し、メディア会見会とニュースブリーフィングを開催し、「中国法院知的財産権司法保護状況(2014)」、「2014 年中国法院トップテンの知的財産権事件」、「2014 年中国法院トップテンの革新的知的財産権事件」と「2014 年中国法院 50 件の知的財産権典型的事例」を公表し、「最高人民法院知的財産権事件年度報告(14)」、「中国知的財産権司法保護年鑑(2014)」を公表した。外国の中国駐在使節、国家知的財産戦略実施業務部際聯席会議のメンバーを招待し、涉外知的財産権事件の裁判を傍聴させた。「知的財産権司法保護に関する重慶行」を実施した。

最高人民検察院は全国検察機関を召集し、「4・26」全国知的財産権宣伝週間活動を展開し、知的財産権保護と国家知的財産戦略行動の重要な意義を広く宣伝した。

「検察日報」、正義サイトなどにおいて、コラムを開設し重点的に宣伝し、「2014年度中国検察機関による知的財産権保護の10大典型的事例」を発表した。

六、教育研修

2015年において、知的財産権に関する教育研修は継続的に強化され、知的財産権の人材チーム建設も盛んに発展しているという新しい局面を見せてくれた。

国家知識産権局は知的財産権人材の「第十二次五ヶ年計画」を継続的に実行し、知的財産権保護の強化を重点とし、専利運用と専利保護に関する研修クラス、インターネット安全と知的財産権保護研修クラスなど一連の特別テーマの研修を実施した。知的財産権のハイレベル人材リード計画、行政管理と法執行人材の育成計画など9項目の人材プロジェクトプランの実施を推進した。2015年の年末までに、全国で19の省（自治区、市）に承認され設立された国家知的財産権研修基地は24ヶ所であり、そのうち中小、ミニ型の企業知的財産権研修基地は3ヶ所であり、知的財産権保護レベルの向上を目指し、教育研修プラットフォームを構築した。教育部と連携して、全国の小中高校の知的財産権教育の試行、デモンストレーションを開始し、23の省（自治区、市）の30校は初の全国小中高校知的財産権教育モデル校に入選し、青少年の知的財産権保護意識を継続的に向上させていた。中国知的財産権研修センターは知的財産権保護の強化を重点に置き、合計で、対面育成クラスを103期開催し、研修参加者は延べ1万人余りであった。遠隔教育研修の規模は延べ27万人近くであった。

国家工商行政管理総局は一年を通して一連の地理的表示保護、マドリッド商標国

際登録システムと商標行政法執法などの特別テーマの研修活動を展開し、かつ、世界的所有権機関と連携し、マドリッド商標登録制度の有効利用をテーマにした巡回セミナーも開催し、地理的表示保護力を強化し、地域経済の発展を促進するための高級研修クラスを開催し、商標の登録、運用、保護、行政法執行能力を着実に向上させた。

国家版權局は4回の基層版權法執行人員の研修を展開し、法執行者500名をトレーニングした。メディア従業員、渉外著作権のスタッフに対し、特別テーマの研修を展開し、メディア従業員と関連版權スタッフの版權保護に関する専門能力を向上させた。商務部、国家機關事務管理局、國務院国有資産監督管理委員會などの部門と共同して、6期の大型ソフトウェア正規版化に関する育成クラスを開催し、研修者数は延べ960人余りであった。

農業部は出願者向けの農業植物新品種保護研修、測定者向けの品種一致性評価などの実務操作研修と初の育種者向けのDUS（特異性、一致性、安定性）測定技術研修を含んだ多段階に渡った研修活動を展開し、研修生は延べ700人余りであった。最近の二年間で農産物地理的表示登録資格を取得した審査員に対し、登録推薦を展開し、条件を満たした978名の審査員を登録した。統一研修と試験を通じ、審査員登録資格試験合格証明書を新規取得した人は880名であった。初の全国農産物地理的表示優秀審査員の推薦を実施し、174人に「全国農産物地理的表示優秀審査員」の称号を授与した。

国家林業局は林業植物新品種保護の研修クラスを4回開催し、235人が参加した。税関総署は税関法執行者、輸出入企業と知的財産権権利人に向けて50回余りの研修を実施し、延べ3,000人が参加した。

文化部の研修はインターネット文化市場監督管理者向けを重点とし、引き続きインターネット文化市場に対し、事例を用いた研修を実施し、20軒のインターネット

文化市場事件のリード機構を確定し、29 件のインターネット文化市場事件を監督処理し、各地のインターネット文化法執行中堅延べ 170 人が参加した。

公安部は第一線の指導者を対象に、2 期の知的財産権刑事法執行の研修クラスを開催し、「公安機関による偽物取締の典型的戦役編」を編集、印刷し、優秀な技術と戦法を纏め、普及させ、基層人員の法執行効率を向上させた。重点エリアは司法の実行に合わせ、刑事事件の管轄などの難題解決を模索するように指導し、法執行の最適化を強化し、事件解決の品質を向上させた。

最高人民法院は「知的財産権裁判指導」、「中国知的財産権指導事例評注」を編集、出版し、下級法院の知的財産権業務の法廷と常態化した業務指導と交流のメカニズムを構築し、国家裁判官学院に頼って全国における法院の知的財産権審判の中堅向けに業務研修を実施し、2015 年において、研修を受けた裁判官は 200 人余りであった。

七、国際提携

2015 年において、各知的財産権部門は積極的に国際事務に参加し、多国間の協力ルートを継続的に強化、開拓しつつ、中国の国際社会における発言権を高め、知的財産権保護の国際協力に向けて新しいステップを踏み出し、中国知的財産権保護の国際イメージを改善した。

全国権利侵害模倣品取締の業務の指導者グループ弁公室は代表団を組織して世界知的所有権機関とスイス連邦経済部を訪ね、中国の権利侵害模倣品取締政策と効果を宣伝し、情報交流の強化と協力深化で合意に達した。国際企業との交流を展開し、外資企業協会優秀ブランド保護委員会と座談会を共同開催した。

国家知識産権局は知的財産権分野における国際協力を全面的に推進し、世界的所有権機関、各国各地域の知的財産権機関との友好提携を継続的に深化させ、新しい協力パートナー関係を継続的に開拓していた。世界的所有権機関の中国事務所 の設営協調メカニズムの構築を推進した。多国間協力が盛んに発展し、一年を通して 42 部の多国間、二国間協力協議と共同声明を締結した。リードして関連部門と協調し、世界的所有権機関と国際植物新品種保護連盟の傘下にある各種の会議に参加させた。引き続き世界の主要国、地域組織と主要な知的財産権審査機構と知的財産権分野における常態化したハイレベル交流を行った。中米両局は新たな協力覚書や 2015～2016 年の業務計画を締結した。「中モ露 3 局による協力覚書」の締結を通じ、正式に中国、モンゴル、ロシアの三国間協力メカニズムを明確にした。第八回発明専利五局協力局長シリーズ会議、第六回中国-アセアン知識産権局長官会合、第 15 回中日韓特許庁長官会合、第三回中モ露知的財産権セミナー及び中モ露三局長官会合などのイベントを開催した。ヨーロッパ専利局との正式提携 30 周年という一連のイベントを開催した。第四回と第五回の BRICs 知識産権局長官会合に参加し、第一回の工業品意匠専利五局協力フォーラム、第 21 回中日韓特許庁長官会合と第 22 回中日長官会合等のイベントに参加した。発展途上国と「一帯一路」沿線各国の知的財産権機関との友好協力関係を一層強化し、複数回の研修クラスを開催した。

国家工商行政管理総局は引き続き人員を派遣し、マドリッド国際商標登録セミナー、ニース連盟専門家委員会、中米知的財産権 WG ミーティング、中欧知的財産権 WG 第 16 回会議、中欧地理的表示協力協定第 11 回交渉など商標分野の年度定例多国間と二国間国際会議に参加した。米国、EU、韓国、フランス、イギリスなどの国家と地域の商標主管機関、中国駐在大使館や知的財産権機関との協力と交流を深化させ、各方の業務の最新進展を把握し、外部に向けて中国商標ブランドの活動成果を宣伝し、中国の知的財産権保護に関する良好なイメージを樹立した。

国家著作権局は積極的に世界貿易機関、世界知的所有権機関、APEC など多国間著作権事務に参与し、「放送機関の保護に関する国際条約」、「図書館、档案馆や教育機関の制限と例外に関する国際文書」、「民間文芸の保護に関する国際条約」などの国際条約の協議に参与した。国家著作権局と世界知的所有権機関による二国間戦略的協力覚書に署名し、「映画と著作権が文化と経済における重要性をテーマとするハイエンド円卓会議」などのセミナーを開催し、「徳化セラミック産業著作権保護における優秀事例模範地に対する調査研究プロジェクトの完了式典及び記者会見」を開催した。世界貿易機構の対中貿易政策審議と中国の他国向けの国際貿易政策の審議及びアジア太平洋経済協力組織の知的財産権専門家会議に参加した。二国間の著作権に関する各種の事務を推進し、中米、中英の著作権協力事項を実行し、中英上級指導者の相互訪問を促進し、著作権に関する特別テーマの共同研究を展開し、引き続き中欧、中露、中パなど多国間、二国間の知的財産権機関の関連業務に参与し、中日韓、地域全面的経済協力枠組協定（アセアン 10+6）、中米投資協定と中欧投資協定など FTA 交渉に参与し、中韓、中豪の自由貿易協定交渉を完成させた。2015 年中韓著作権セミナー、中韓著作権 WG 会談及び中日著作権 WG 会談を開催した。

農業部はスイスなどに人員を派遣し、国際植物新品種保護公約理事会と技術委員会の一連の会議に参加した。新品種保護の考察調査を展開した。中欧、中米、中日、中韓、中瑞、世界貿易機関の経済貿易委員会の地域包括的経済パートナーシップなどの多国間、二国間地理的表示及び知的財産権に関する協議、論議と交流に全面的に参加し、多くの地域や国と交流、協力メカニズムを構築した。第 11 回中欧地理的表示協定の交渉に参加し、提出予定の第 1 ロットの中欧相互承認製品リストを更新し完備させた。

国家林業局は人員を派遣し、国際植物新品種保護公約の一連の会議に参加し、電子申告システムの構築の重要視などについて、提案をした。中日韓 FTA 協定植物新

品種保護条項の交渉に参加した。知的財産権の国際協力、交流状況報告会、中欧知的財産権のWGミーティング、第8回東アジア植物新品種保護フォーラムなどのイベントに積極的に参加し、中国の植物新品種保護への積極的な姿勢を国際社会にアピールした。

税関総署は、中欧、中露、中米の税関法執行における協力を一層強化した。EU税関との「2014～2017年知的財産権協力行動計画」を実行し、リスク情報の交換を実施した。米国税関と「中米税関知的財産権法執行協力付録」を締結し、国境を跨いだ権利侵害貿易の取締レベルを向上させた。ロシア税関と第5回WGミーティングを開催し、2015～2016年の重点的業務プランを制定した。2015年において、税関総署は国際刑事警察機構から「国際知的財産権犯罪調査協力賞」を受賞した。

公安部は前後して国際刑事警察機構や米国、イギリス、アラブ首長国連邦などの25カ国と事件の協力と法執行の交流を展開した。3年間連続で国際刑事警察機構による「真実」という権利侵害模倣品取締活動に参加してリードし、解決した各種の権利侵害模倣品事件は449件であった。第26回中米商業貿易委員会、第七回米中戦略・経済対話などの上層対話メカニズム、及び中米、中巴、中日、中欧など多国間、2国間の知的財産権WG協議に積極的に参加した。中米刑事法執行連合連絡グループ（JLG）メカニズムの下で、知的財産権刑事法執行における協力を深化、革新させた。公安部経済犯罪捜査局は国際刑事警察機構から権利侵害模倣品取締「傑出貢献賞」を受賞した。

最高人民法院は中国知的財産権司法保護国際交流（上海）基地をプラットフォームとし、知的財産権国際交流協力メカニズムを構築し健全化させ、「知的財産権と貿易国際フォーラム」の開催を積極的に支援した。中欧知的財産権の対話、WGミーティング、FTA知的財産章の交渉及び中瑞、中米、中豪、中露の知的財産権WGミーティングに人員を派遣して参加し、中国知的財産権の司法保護成果を国際社会に紹

介した。

最高人民検察院は EU に人員を派遣し、知的財産権の刑事法執行問題について交流した。中国を訪問した米国専利商標局とイギリス著作権法執行局の高級官僚と交流を交わした。積極的に米国大使館主催の知的財産権保護大使円卓会議、中瑞、中露、中日、中米などの知的財産権 WG ミーティングに参加した。

出所：

2016年5月12日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所
所で日本語仮訳を作成

<http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbpps/201605/P020160512408444011272.pdf>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。